

見 積 り 依 頼 説 明 書

鹿児島地方法務局会計課

鹿児島地方法務局の見積り依頼公告（令和5年6月27日付け「鹿児島地方法務局災害用備蓄食料品売払」）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）及び契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）に定めるもののほか、この見積り依頼説明書によるものとする。

1 調達内容

- (1) 件 名 鹿児島地方法務局災害用備蓄食料品売払
- (2) 契約内容等 仕様書のとおり
- (3) 品名及び個数 仕様書のとおり
- (4) 引 渡 期 間 仕様書のとおり
- (5) 引 渡 場 所 仕様書のとおり

2 見積り合わせ参加資格事項等

- (1) 前記1(4)の「引渡期間」内に確実に履行できる者であること。
- (2) 後記11の「支払条件」に従い、確実に期限内に支払できる者であること。
- (3) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三

者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (9) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 見積書等の提出

(1) 提出書面

見積り参加者は、ア及びイの書面を提出すること。

なお、これらの書類（委任状含む。）について、その押印を省略する場合には、「書類の発行権者（発行権者とは、代表者又は代表者から委任を受けた者をいう。）の氏名」、「担当者氏名」及び「連絡先」を記載するものとする。

ア 以下の事項を記入した見積書（様式は任意） 1部

(ア) 宛名（「契約担当官 鹿児島地方法務局長」とすること）

(イ) 見積内容（品名、1個当たりの単価）

(ウ) 作成日

(エ) 氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者氏名）

(オ) 住所

イ 契約の相手方として、不適当な者でないこと、かつ、不適当な行為をする者でないことを誓約する誓約書（役員等名簿付き。）（様式1）

1部

(2) 提出先（担当課）

〒890-8518

鹿児島市鴨池新町1番2号

鹿児島地方法務局会計課（担当 田代）

メール kaikei_kagoshima_moj_bal@i.moj.go.jp

TEL 099-259-0604

(3) 見積書等の提出方法

見積書等は、次のいずれかの方法により提出しなければならない。

ア メールアドレスへの送信（押印を省略する場合に限る。）

件名は「鹿児島地方法務局災害用備蓄食料品売払の見積書の提出について」とし、見積書のデータにパスワードを付し送信すること。

イ 持参

見積書は、封筒に入れて密封し、封筒表に見積り件名及び見積り者名を朱書きするものとする。

ウ 郵送（書留郵便又はレターパックプラスに限る。）

見積書は、封筒に入れて密封し、封筒表に見積り件名及び見積り者名を朱書きするものとする。

(4) 代理人による参加

代理人が参加する場合には、見積書に委任者の住所（本店又は主たる事務所所在地）、氏名（商号又は名称）のほか、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印（外国人の署名を含む。押印を省略する場合には、「書類の発行権者の氏名」、「担当者氏名」及び「連絡先」を記載するものとする。）の上、委任状（様式2、3（復代理人を選任する場合のみ。））とともに提出しなければならない。

(5) 見積書の提出期限

令和5年7月13日（木）午後5時00分（必着）

(6) 見積り合わせの日時

令和5年7月14日（金）午前10時00分（非公開）

4 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

(1) 参加資格のない者の提出した見積書

(2) 虚偽の記載をした者の提出した見積書

(3) 記名押印又は「書類の発行権者の氏名」、「担当者氏名」及び「連絡先」の記載を欠く見積書

(4) 金額を訂正した見積書

- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (6) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (7) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (8) 期限までに提示された場所に提出されない見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

6 参加者の義務等

参加者は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。また、説明の内容については契約の条件となり得るので、実現が確約されることのみ表明することとし、当該書類又は説明の内容に変更があった場合は、前記3(2)の場所に連絡をしなければならない。

なお、その説明の内容（変更後の内容を含む）が実現困難と認められるような場合は、見積り合わせに参加させないことがある。

7 契約の相手方の決定方法及び通知

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の見積書を提出した者のうち、最高価格をもって有効な見積りを行った者で、業務を遂行できると契約担当官が判断した者を契約の相手方とする。

見積り合わせの結果は、令和5年7月14日（金）までに、契約の相手方に決定した者に対して電話連絡により通知する。

なお、当局ホームページ等では、後日、契約者及び契約金額を公表するものとする。

8 請書の作成

契約の相手方が決定したときは、電子調達システムで電子署名を行って請書を作成するものとする。

なお、電子署名を行うことができない場合には、請書に記名押印し、提出するものとする。

9 支払条件

契約締結後、鹿児島地方法務局歳入徴収官が発行する納入告知書により、指定された期日までに買受人が売買代金を納入すること。

10 その他

- (1) 提出された見積り参加申込書等は、返却しない。
- (2) 参加者は、参加申込後においては、本説明書に掲げた事項の不知又は不

明を理由として異議を申し立てることができない。

- (3) 契約に当たっては、契約保証金は免除する。ただし、見積者が契約上の義務を履行しないときは、違約金として、見積金額の100分の5に相当する金額を鹿児島地方法務局に支払わなければならない。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨等
契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単価は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (5) 契約書作成の要否
請書を作成する。

以上